

新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金 据置期間の再延長に関するご案内について

- | | |
|---------------|---------------|
| ・ 緊急小口資金 | 返済開始：令和5年1月から |
| ・ 総合支援資金（初回） | 返済開始：令和5年1月から |
| ・ 総合支援資金（延長） | 返済開始：令和6年1月から |
| ・ 総合支援資金（再貸付） | 返済開始：令和7年1月から |

○据置期間延長対応を受けずに、当初の計画どおり返済を希望する場合は、下記までご相談ください。

○転居により住所が変わった場合や氏名が変わった場合もお知らせください。

○緊急小口資金特例貸付と総合支援資金(初回)については令和3年度または令和4年度において、総合支援資金(延長)においては令和5年度において、総合支援資金(再貸付)については令和6年度において、住民税非課税であることが確認できた場合は一括免除となります。手続きについては詳細が決まりましたら連絡いたします。

箕輪町社会福祉協議会

☎399-4603 箕輪町三日町1372-1

☎ 70-7075 相談専用番号

✉ soudan@minowa-shakyo.or.jp

相談時間：月～金曜日（祝日は除く）

8：30～17：00